

身体拘束適正化のための指針

1 理念

身体拘束は、利用児者の生活を制限し精神的ストレスを与えるとともに、身体機能の低下や健康への悪影響を与え、利用児者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用児者の人権を尊重し身体拘束をしない支援の工夫に努め、身体拘束等廃止に向けて、常に利用児者の生活の質の向上を目指しながら、人権に対する意識の向上を図る。

* 身体拘束等：身体拘束その他利用児者の行動を制限する行為のこと

2 基本方針

- ① 身体拘束、その他利用児者の意思に反して行動を制限する行為を原則禁止する。
- ② 利用児者の状態により、拘束以外の方法を検討し、拘束を必要としない支援を工夫することにより、拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
- ③ 施設内で行われている拘束については、常時その状況を把握し、各部署等から報告を受け、必要性の有無について検討し拘束ゼロとなるよう努める。

3 身体拘束の定義

身体拘束とは、利用児者の意思に反して、身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して一時的に当該利用児者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

緊急やむを得ない場合の三原則

- ①切迫性：利用児者本人又は他利用者の生命や身体が脅かされる危険性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の要件をすべて満たした場合のみ、本人・家族等へ説明し同意を得て行う。

身体拘束を行った場合は、医師・看護師・療育スタッフが十分な観察を行うと共に、実施状況を評価・記録し、できるだけ早期に身体拘束を解除すべく努力する。

身体拘束の対象となる具体的行為

- ① 胸・腰ベルト、Y字抑制帯、紐等で車いすに体幹や手足等を固定すること。
- ② 転落防止帯、紐等でベッドに体幹や手足等を固定すること。
- ③ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、四肢を固定すること。
- ④ ミトン型手袋の使用により、手指の機能を制限すること。
- ⑤ その他、器具などを用いて、身体動作を抑制すること。
- ⑥ 高柵ベッドを使用し、ベッドから出られなくすること。

- ⑦ 脱衣やオムツ外しを防ぐために、拘束衣（つなぎ服）等で行動の自由を制限すること。
- ⑧ 居室等の出入り口をふさぎ、自由に出入りできないようにすること。
- ⑨ 車いすテーブルの使用によって行動の自由を制限すること。
- ⑩ 車いす等移動手段の使用を禁止すること。
- ⑪ 過度の向精神薬等の使用により、行動を制限すること。
- ⑫ その他、本人の意思に反して行動の自由を制限すること。

補装具等として認定されたものを使用する場合は除外

失われた身体機能を代替または補完するための補装具や日常生活用具、自助具、福祉機器等を使用した場合

- ① 車いすの胸・腰ベルト・体幹固定クッション等（Y字帯は除く）
- ② 体位交換時（腹臥位、側臥位等）のベルト固定やクッション固定など
- ③ 車いす、座位保持時のテーブル装着

施設安全管理上の理由から制限する場合は除外

施設管理の上で安全対策上必要不可欠であると判断し、施設の使用および立ち入りの制限をした場合

4 組織

身体拘束適正化のための対策の検討、利用児者の身体拘束実施の適否および身体拘束を必要としない支援について協議、決定を行うについては、虐待防止委員会と一体的に運営する。

利用児者の身体拘束の適否及び身体拘束を必要としない支援についての協議・決定の場として個別支援計画策定会議にて取り扱うものとする。

5 研修

虐待防止委員会が中心となり身体拘束の適正化のため研修を開催し、職員教育を行う。

- ① 園内研修の実施（年1回）
- ② 新採用・転入者を対象とした研修
- ③ その他、必要な教育・研修

6 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束・行動制限を行わなければならないという状況が認められた場合には、緊急やむを得ない場合の三原則を確認し、以下の手続きをとる。

① 個別支援計画案の作成・検討会議の開催

利用児者の状況を把握し、個別支援計画案（身体拘束の内容・目的・理由（緊急やむを得ない理由）・時間・期間・利用児者の心身の状況・を記載）を作成し、サービス管理責任者

が担当者を招集し個別支援計画案に基づき個別支援計画策定会議を開催し計画内容を検討する。

身体拘束・行動制限の必要性の判断は単独で行うことなく、必ず会議を開催すること。

② 利用児者本人や家族等に対する説明

個別支援計画作成後、計画に沿って丁寧に説明し利用児者本人・家族等の同意を得る。

③ 報告

家族等の同意が得られた後は、「身体拘束実施状況」にて速やかに園長に報告する。

④ 個別支援計画の共有

個別支援計画に記載されている具体的な方法・手順やどのような状態になれば、解除となるかを確認・共有する。

⑤ 記録と再検討

身体拘束を行った場合には場合は「身体拘束実施記録」を2時間ごとに記載する。身体拘束の解除に向けて必要性や方法を検討する。

⑥ 身体拘束の解除

再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除し、家族等に報告する。

7 指針の閲覧について

本指針は、求めに応じいつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表する。

鎌倉療育医療センター小さき花の園

附則 この指針は2022年4月1日より実施する。

一部改正 2024年11月1日